

刈谷市立学校における学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、刈谷市立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき、刈谷市立学校設置条例（昭和40年条例第9号）別表に規定する学校に協議会を置く。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、毎年度、対象学校の運営に係る教育課程の編成その他次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標に関すること。

(2) 経営方針に関すること。

(3) 重点努力目標に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、刈谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して前条第1項の基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民参画等の促進)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、当該対象学校の学区の住民（以下「地域住民」という。）、当該対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者（以下「保護者」という。）及び当該対象学校の運営に資する活動を行う者からの参画等が得られるよう努めるものとする。

(組織)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の教職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命又は委嘱について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第10条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

(1) 本人から辞職の申出があった場合

(2) 第8条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解職に相当する事由が認められる場合

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。